

ポイント2 BSE検査について

検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象とした特定危険部位 (SRM) 除去措置を変更しなければ、それによりvCJDのリスクが増加することはないと考えられます。また、我が国における約350万頭に及び検査により20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったことは、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実です。さらに、検査法については、今後とも改良が行われるべきものと考えます。

BSE検査は、牛の延髄門(カンヌキ)部に蓄積する異常プリオンたん白質を検出することにより、感染牛を摘発・排除するものです。しかし、技術的な限界により、異常プリオンたん白質は一定量(検出限界)以上蓄積してはじめて検出可能となります。したがって、BSEに感染している牛であっても、検出限界以下の量しか異常プリオンたん白質が蓄積していなければ、摘発・排除することはできません。このことから、検出限界以下

の牛を検査対象から除外するとしても、特定危険部位 (SRM) の除去が実施されれば、BSE感染のリスクを高めることにはならないと考えられます。また、我が国における約350万頭におよぶ検査の結果、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき次の事実があります。

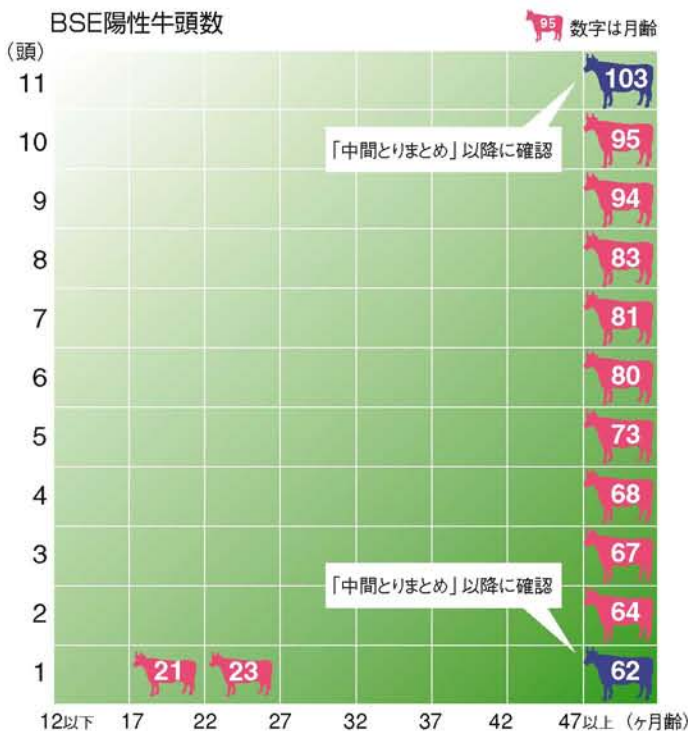
●21、23ヶ月齢で発見された2頭のBSE感染牛については、延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、

他の感染牛と比較して500分の1から1,000分の1と微量であったこと

●検査により、20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったこと

さらに、検査法については、現在では、生きたままの牛を検査することができませんが、生体検査法の開発等も含め、検出限界の改善などの研究を進める必要があります。

我が国で確認されたBSE感染牛の月齢分布



- 平成13年10月19日～平成16年7月31日までの検査頭数は約350万頭
- これまでにBSE感染が確認された感染牛は、死亡牛も含め13頭(平成16年9月23日時点)
- うち2頭は21ヶ月齢、23ヶ月齢、11頭は60ヶ月齢以上

BSE対策のポイント

適切な検査の実施・検査法の改良

BSE迅速検査の改良・開発に関する研究

欧州諸国、米国、日本などで進行中

感度の良い迅速検査法の開発

感染初期の牛の摘発、
生体検査への応用の期待

BSE感染牛をと畜場に持ち込む前に
摘発・排除
SRMによる交差汚染によるリスクも排除

- ◆検出法の改善も含め、より一層の研究推進
- ◆20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について今後さらに検討を進める必要あり

ポイント3 SRM除去とBSE発生対策について

特定危険部位 (SRM) 除去は、BSE発症牛の体内の異常プリオンたん白質の99%以上がSRMに集中しているとされていることから、人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効な手段です。また、と畜・解体の際、交差汚染を防止することは人のBSE感染リスクを低減する上で重要です。さらに現在行われている飼料規制の実効性について、行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要です。

特定危険部位 (SRM) 除去は、人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効な手段です。日本では、と畜場において全ての牛のSRM除去が行われています。しかし、SRMであるせき髄を除去する工程において、脳やせき髄組織が漏出する可能性などもあることから、と畜場において、常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われます。

このため、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築することが、人のBSE感染のリスクを低減する上で重要なことです。また、肉骨粉の飼料利用を全面的に禁止している飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられます。しかし、8及び9頭目のBSE感染牛は、飼料規制を実施した2001年

10月以降に生まれた牛であり、交差汚染の可能性も否定できないことから、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要です。さらに、正確な月齢判定を可能とするとともに、消費者が食用牛肉の情報を直接得られるトレーサビリティの担保及び検証も必要と考えられます。

BSE対策のポイント SRM除去等の適正実施が保証される仕組み

SRM (全ての牛の脳、せき髄、回腸遠位部、背根神経節を含むせき柱など) は食用禁止

SRMに異常プリオンたん白質の99%以上が集中

SRMを食物連鎖から排除できれば、vCJDリスクはほとんど低減されます。

日本では、と畜場において全ての牛のSRM除去が行われています。しかし、と畜処理工程におけるせき髄の残存の可能性等もあり、常にSRM除去が完全に行われていると考えるのは現実的ではないと思われます。

SRM除去等の適正実施の保証が重要

BSE対策のポイント 飼料規制の実効性の保証

交差汚染の可能性等

飼料規制の実効性の確保が重要

BSE対策のポイント トレーサビリティの担保及び検証

生産・と畜段階

2003年12月～
牛の出生情報等の個体識別のための情報の記録 義務づけ

流通段階

2004年12月～
個体識別番号の表示等 義務づけ

制度の担保と検証が重要

プリオン専門調査会の審議経過とリスクコミュニケーションの取組

平成15年	8月 29日	〈第1回〉日本のBSE問題全般等について議論
	10月 17日	〈第2回〉「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等の肥料利用について」調査審議
	11月 27日	〈第3回〉「BSE発生国からの牛受胎卵の輸入」等調査審議
平成16年	1月 30日	〈高 松〉食のリスクコミュニケーション意見交換会
	2月 3日	〈第4回〉BSE全般について議論を深めていくこと等を確認
	2月 16日	〈東 京〉食のリスクコミュニケーション意見交換会 -欧州の実践を中心として-(オランダ食品消費者製品安全庁長官 ヨハン・デ・レーウ氏他)
	2月 20日	〈第5回〉米国BSE対策について(米国国際調査団長 ウルリッヒ・キム氏)
	3月 3日	〈第6回〉BSEとvCJDについて(SEAC委員長 ピーター・スミス氏)
	3月 13日	〈東 京〉食のリスクコミュニケーション講演会 -BSE、鳥インフルエンザのリスクについて-
	3月 26日	〈第7回〉「豚由来たんぱく質等の飼料利用について」調査審議
	4月 15日	〈食品安全委員会 第41回〉BSEに係る国際基準(OIE名誉顧問 小澤義博氏)
	4月 20日	〈東 京〉食品に関するリスクコミュニケーション -BSEに関する講演会-(前スイス連邦獣医局長 ウルリッヒ・キム氏他)
	4月 22日	〈第8回〉「豚由来たんぱく質等の飼料利用について」調査審議
	5月 14日	〈第9回〉ECにおけるリスク評価
	5月 21日	〈名古屋〉食品に関するリスクコミュニケーション -BSEに関する講演会-
	6月 1日	〈第10回〉日本のvCJDリスク、BSE対策
	6月 8日	〈仙 台〉食品に関するリスクコミュニケーション -BSEに関する意見交換会-
	6月 18日	〈第11回〉と畜場におけるBSE対策
	7月 16日	〈第12回〉「たたき台」について議論
	8月 4日	〈東 京〉食品に関するリスクコミュニケーション -日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会-
	8月 6日	〈第13回〉「たたき台」修正案について議論
	8月 24日	〈大 阪〉食品に関するリスクコミュニケーション -日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会-
	9月 6日	〈第14回〉「中間とりまとめ(案)」について議論
	9月 9日	〈食品安全委員会 第61回〉「中間とりまとめ」を了承
	9月 16日	〈東 京〉食品に関するリスクコミュニケーション -日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会-
	9月 18日	〈大 阪〉食品に関するリスクコミュニケーション -日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会-
9月 27日	〈名古屋〉食品に関するリスクコミュニケーション -日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会-	
9月 28日	〈岡 山〉食品に関するリスクコミュニケーション -日本における牛海綿状脳症(BSE)対策の検証に関する意見交換会-	

■プリオン専門調査会のメンバー

座 長	吉川 泰弘	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
座長代理	金子 清俊	国立精神・神経センター神経研究所疾病研究第7部長
	小野寺 節	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	甲斐 諭	九州大学大学院農学研究院教授
	甲斐 知恵子	東京大学医科学研究所実験動物研究施設教授
	北本 哲之	東北大学大学院医学系研究科学専攻教授
	佐多 徹太郎	国立感染症研究所感染病理部長
	品川 森一	独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター長
	堀内 基広	北海道大学大学院獣医学研究科プリオン病講座教授
	山内 一也	財団法人 日本生物科学研究所主任研究員
	山本 茂貴	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
	横山 隆	独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター研究チーム長



中間とりまとめのことや、その他食の安全への不安や疑問から、情報提供まで、皆様のご質問・ご意見については、「食の安全ダイヤル」までお寄せ下さい。電子メールでも受け付けています。以下のURLからアクセスしてください。

食の安全ダイヤル 03-5251-9220・9221 ●受付時間:10:00~17:00/月曜~金曜。ただし、祝日・年末年始を除く

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/>

内閣府 食品安全委員会事務局

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階